

# 幕別町消費者被害防止

## ネットワークニュース

第8号 平成28年11月1日

発行：幕別町消費者被害防止  
ネットワーク 事務局  
(幕別町消費生活センター)  
連絡先：0155-55-5800  
設立：平成27年12月18日

### 防災グッズ販売等の電話にご注意を！

10月3日(月)、札幌地域の家庭に「札幌消防署の〇〇です。防災グッズを購入しませんか？」などと、消防職員をかたった電話をかけ、防災関連用品を販売しようとする悪質な電話勧誘の事例が報告されました。

過去にも消防職員を装い、消火器や住宅用火災警報器等の悪質販売の事例が報告されており、今回の事例は不審に思った住民が幕別消防署に問い合わせ、発覚したものです。

消防署では、防災関連用品、消火器、住宅用火災警報器などの販売は一切行っておりません。

このような電話に十分ご注意ください。

#### ◆悪質な電話勧誘に騙されないために

- ①必要がないと思ったら、「いいません」「興味ありません」など、きっぱりと断りましょう。
- ②一度代金を支払ってしまうと、業者が返金に応じない場合がありますのでご注意ください。
- ③電話で勧誘され、断りきれずに契約してしまった場合は、クーリング・オフ(契約解除)ができます。代金を支払わず、商品の受け取り拒否をしましょう。
- ④注文していないのに商品を一方的に送り付けられた場合も受け取り拒否をしましょう。

幕別消防署 ☎ 54-2434 / 【悪質商法等に関するご相談】幕別町消費生活センター ☎ 55-5800・午前9時～午後4時

### 手口を知って、トラブルから身を守ろう！

高齢者をターゲットにした悪質商法の相談が、全国の消費生活センターに数多く寄せられています。

下の①～⑦と④～⑩の「正しい組み合わせ」を選んでください。答えは裏面をご覧ください。

やって  
みよう！

①

点検商法

④.ある販売業者が販売する未公開株や社債などを別の業者が「代わりに買ってくれたら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を支払う」などと言って消費者を勧誘し、契約をあおる手口。劇場型勧誘ともいう。

②

次々販売

⑥.「値上がり確実」「必ずもうかる」など利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する。

③

利殖商法

⑩.突然電話で「注文を受けた商品を送る」と言い健康食品や魚介類などを一方的に送りつけてくる。申し込んだ覚えがないと断ると暴言や「裁判をする」などの言葉で怒鳴りつけられ、恐怖心から断りづらくなってしまふ。

④

かたり商法

⑧.「景品をプレゼント」などと言って人を集め、閉め切った会場で日用品などを次々と無料で配り、雰囲気盛り上げて、興奮状態にし最終的に高額な商品売りつける。

⑤

催眠商法

⑨.言葉巧みに近づいて、一度契約をさせると、必要のない商品やサービスを次々に販売して過剰な量の契約をさせる。

⑥

送りつけ商法

⑦.販売業者が、有名企業や市役所・消費生活センターなどの公的機関の職員やその関係者であるかのように思わせて、商品・サービスを契約させる。

⑦

買え買え詐欺

⑤.「家の点検に来た」「無料で点検する」と言って家に上がりこみ「ダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約をさせる。



「もっと詳しく知りたい」「よくわからない」など、幕別町消費生活センターにお気軽におたずねください。

**Question** (質問)

どうしよう!?



テレビショッピングで腹筋を鍛える健康器具を注文した。届いてすぐに試してみたがうまくできなかった。業者に「返品したい」と連絡したが、「開封した場合、返品は受け付けられない。返品できないことはテレビでも伝えているし、書類にも書いてある」とこちらの言い分を聞いてくれなかった。

**Answer** (回答)

今回のご相談は、テレビ画面に「返品不可」と表示されていたため返品することができませんでした。

テレビショッピングなどの通信販売には、一定期間無条件に契約解除ができる「クーリング・オフ」の制度がありません。通信販売での購入は、訪問販売などのように不意打ち的に勧誘された結果の購入とみなされずよく考える時間があった上で購入したものとされるからです。

画面に返品に関する表示がない場合は、受け取って8日以内であれば返品できますが、「返品不可」と表示がある場合は返品できません。返品できる場合でも「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり、購入前に確認が必要です。

テレビショッピングでは返品条件が表示される時間が短く、分かりにくいことがあります。返品条件や使い方などをよく確認して注文しましょう。



★表面の答え

答え ①G ②E ③B ④F ⑤D ⑥C ⑦A

**幕別町消費生活センター**

電話番号：0155-55-5800  
相談時間：午前9時～午後4時  
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

**幕別**相談室

火・木曜日  
役場1階相談室  
(正面玄関右手)

**札内**相談室

月～金曜日  
札内福祉センター  
(電話相談も担当)

**忠類**相談室

第②④水曜日  
忠類コミュニティセンター